

高齢者虐待防止・身体拘束の禁止について

共通 6 「令和 6 年度介護報酬改定について」の P.30～P.34 もご覧ください。

令和 6 年度制度改定により、虐待の発生又はその再発を防止するため、虐待の防止のための対策を検討する委員会の開催、虐待防止のための指針の整備、虐待防止のための研修の実施、虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者の設置が義務づけられました。

基準

○運営基準（省令）に以下を規定

- 入所者・利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない旨を規定。
- 運営規程に定めておかなければならない事項として、「虐待の防止のための措置に関する事項」を追加。

•虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じなければならない旨を規定。

1. 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
2. 虐待の防止のための指針を整備すること。
3. 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。
4. 上記措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

*利用者の人権の擁護、虐待の防止等をより推進する観点から、虐待の発生又はその再発を防止するための措置がこうじられたいない場合は、基本報酬を減算する。

高齢者虐待防止措置未実施減算

所定単位数の 100 分の 1 に相当する単位数を減算

〔算定要件〕 虐待の発生又はその再発を防止するための措置（虐待の発生又はその再発を防止するため委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めること）が講じられていない場合。

福祉用具貸与については、3 年間の経過措置期間を設ける。

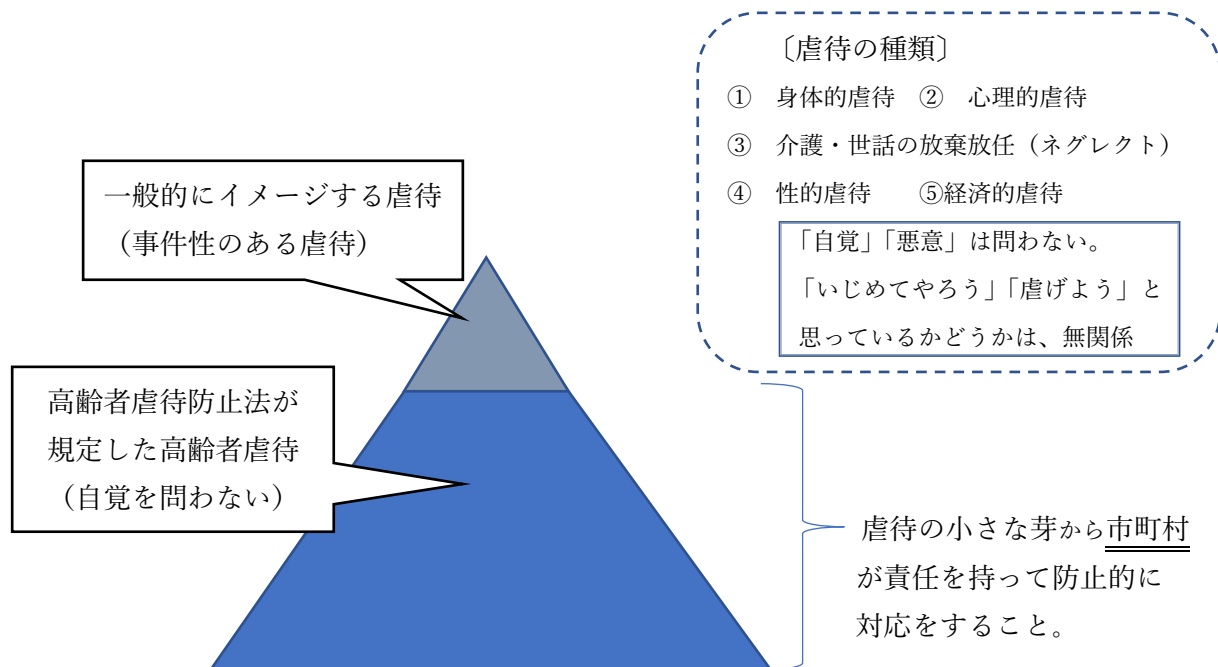
「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」

第5条「養介護施設、病院、保健所その他高齢者の福祉に業務上関係のある団体及び養介護施設従事者等、医師、保健師、弁護士その他高齢者の福祉に職務上関係のある者は、高齢者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、高齢者虐待の早期発見に努めなければならない。」

第20条「養介護施設の設置者又は養介護事業を行うものは、養介護施設従事者等の研修の実施、当該養介護施設に入所し、その他当該養介護施設を利用し、または当該養介護事業に係るサービスの提供を受ける高齢者及びその家族からの苦情の処理の体制の整備その他の養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等のための措置を講ずるものとする。」

第21条「養介護施設従事者等は、当該養介護施設従事者等がその業務に従事している養介護施設または養介護事業において業務に従事する養介護施設従事者等による高齢者が虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。」

高齢者虐待防止法の「虐待」の考え方



高齢者虐待の状況

① 養護施設従事者等による虐待

表1 施設において虐待の事実が認められた事例件数 ()内は相談・通報件数

	令和4年度	令和3年度
山梨県	5件(22件)	9件(14件)
全国	856件(2,795件)	739件(2,390件)

表2 主な虐待の発生要因(令和4年度 全国) 複数回答

内容	件数	割合(%)
教育・知識・介護技術等に関する問題	480	56.1
職員のストレスや感情コントロールの問題	197	23.0
虐待を助長する組織・風土や職員間の関係の悪さ・管理体制等	193	22.5

② 養護者(家族・親族・同居人等)による虐待

表3 在宅において虐待を受けたまたは受けたと思われたと判断された事例件数
()は事実確認をした件数

	令和4年度	令和3年度
山梨県	185件(91件)	158件(83件)

表4 在宅での虐待発生要因(令和4年度 山梨県) 複数回答

要因		件数	割合(%)
虐待者側の要因	虐待者の介護疲れ・介護ストレス	61	67.0
	虐待者の知識や情報の不足	58	63.7
被虐待者の状況	被虐待高齢者の身体的自立度の低さ	59	64.8
	被虐待高齢者の認知症の症状	51	56.0
家庭の要因	経済的困窮・債務(経済的問題)	45	49.5
	(虐待者以外の)他家族との関係の悪さほか家族関係の問題	45	49.5

(注) 複数回答のあった要因を集計しているため。「虐待判断事例数」要因件数は一致していない。

* 「令和4年度 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく対応状況等の調査結果」より

1. 身体拘束禁止

介護保険施設等でのサービス提供にあたり、緊急やむを得ない場合を除いて身体拘束等の行動を制限する行為（身体拘束）が禁止されている。

身体拘束は、人間としての尊厳を傷つけるなど人権擁護の問題に加え、高齢者の身体機能を低下させる等高齢者の生活の質を損なう危険性を有していることを再確認して、身体拘束廃止に向けた一層の取り組みをする。

* 詳細は、「**介護施設・事業所等で働く方々への身体拘束廃止・防止の手引き**」（令和6年3月、**身体拘束廃止・防止の取組推進に向けた検討委員会**）及び「**身体拘束ゼロへの手引き**」（平成13年3月「身体拘束ゼロ作戦推進会議」発行）を確認してください。

<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001248430.pdf>

身体拘束による弊害

- 1) 身体的弊害：関節の拘縮や筋力低下、食欲の低下、感染症への抵抗力の低下等
- 2) 精神的弊害：利用者の不安や怒り、屈辱、諦め、認知症の進行/家族の混乱、後悔等
- 3) 社会的弊害：ケアを行う側の士気の低下、施設に対する社会的な不信、偏見等

緊急やむを得ず身体拘束を行う場合の対応

「緊急やむを得ない場合」以外の身体拘束は、高齢者虐待に該当。

「緊急やむを得ない場合」として拘束が認められる例外3要件

- 1) 切迫性 利用者本人又は他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと
- 2) 非代替性 身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと
- 3) 一時性 身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること

上記に加え、適正手続きが必要

* 個人ではなく組織としての判断（身体拘束等適正化検討委員会・サービス担当者会議等）

* 本人や家族への説明（目的、方法、時間帯、期間などできるだけ詳しい説明が必要）

「家族の同意」があっても、例外3要件を全て満たす必要があるので注意！

* 観察と再検討による定期的再評価（尊厳への配慮）→必要なくなれば、速やかに解除

* 記録の義務づけ（各市町村に確認）

2. 高齢者虐待の防止の為に

- 1) 組織運営の健全化
 - 2) 負担やストレス・組織風土の改善
 - 3) チームアプローチの充実
 - 4) 倫理観とコンプライアンスを高める教育の実施
 - 5) ケアの質の向上
- 等 多角的な取り組みが必要である。

* 「高齢者の思いに寄り添うケアを推進するための手引き」（平成27年6月 山梨県高齢者権利擁護等推進部会：事務局健康長寿推進課）参照

「介護施設・事業所等で働く方々への身体拘束廃止・防止の手引き」から抜粋

3-3. 緊急やむを得ない場合に記録すべき内容

身体拘束に関する記録が義務づけられている

緊急やむを得ず身体拘束を行う場合には、その態様および時間、その際の本人の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録しなければならない。

記録の作成

記録はアセスメントからはじまる。まずはアセスメントを行った内容を記録したうえで、日々の心身の状態等の観察、拘束の必要性や方法にかかわる再検討を行うごとに逐次その記録を加えるとともに、それについて情報を開示し、職員間、施設全体、家族等関係者の間で直近の情報を共有する。

身体拘束に関する説明書・経過観察記録は、施設・事業所において保存する。記録は、行政担当部局の運営指導や監査が行われる際に提示できるようにしておく必要がある。また、身体的拘束等の適正化のための指針を整備することが求められているサービス種別においては、指針も記録の一つである。

また、家族への説明の確認は、同意ではないことに留意する。家族の同意は、身体拘束を認める根拠にはならない。

施設および在宅におけるポイント

- ✓ 「切迫性」「非代替性」「一時性」それぞれについて、なぜその要件を満たしていると判断したのか、具体的に記録しているか
- ✓ 再検討を行うごとに逐次その記録を加えているか
- ✓ 今後どのようなケアをすることによって改善するか、丁寧に記入しているか
- ✓ 本人の状態や、家族の意見についても記録しているか
- ✓ 本人の意思については、身体を拘束することに対して理解が得られたような言葉が聞かれたとしても、認知症等の状態から、本当に理解してその言葉を発しているとは限らないため、慎重な判断を組織で行ったか

身体的拘束等適正化検討委員会の議事録

身体的拘束等適正化検討委員会の議事録についても作成・保存する必要がある。議事録には、主に下記の内容を記載する。

- ・ 開催日時、参加者、議題、議事概要等
- ・ （身体拘束を行っている入居者がいる場合）その人数や三つの要件の確認とその判断理由、解除の是非等
- ・ （身体拘束を開始する検討が必要な入居者がいる場合）切迫性の確認とその判断理由、非代替性の確認とその判断理由（代替案の列挙）、一時性の確認とその判断理由等
- ・ （緊急やむを得ず身体拘束が必要であるという判断をした場合）本人、家族、関係者、関係機関との意見調整の進め方、身体拘束開始日・解除予定日等

